

広島県告示第二百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十三年四月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八七号

三 道路の区域

区 間	新 旧		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市倉橋町字大坪七五六一番五地先から 呉市倉橋町字大坪七五二五番一四地先まで	〇 〽 一 二 〇 ・ 八 〇	〇 〽 一 二 〇 ・ 八 〇	二二〇・〇〇	二二〇・〇〇	一部拡幅 一部幅員減少
呉市倉橋町字大坪七五二五番一四地先から 呉市首戸町早瀬三丁目六二三六番二地先まで	〇 〽 一 一 ・ 六 〇	〇 〽 一 一 ・ 六 〇	一一三・五〇	一一三・五〇	ダブルウェイ 一部拡幅 一部幅員減少 県道音戸倉橋 線と一部重複